

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

教育活動再開後における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び児童生徒等の感染が判明した場合等の対応について（通知）

県立学校における標記の対応については、「臨時休業期間中における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び児童生徒等の感染が判明した場合等の対応について（5月11日現在）（通知）」（令和2年5月11日付け2教体第421号）で示したところですが、本日、本県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態が解除されたことを受け、5月18日（月）以降、準備が整った学校から教育活動を再開することを踏まえ、改めて別紙のとおり通知します。

については、引き続き、各学校における感染症対策に万全を期すようお願いします。

【本件担当】

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課  
保健給食係 諸藤・岩永

TEL 092-643-3922 FAX 092-643-3926

e-mail khokyu@pref.fukuoka.lg.jp

## 教育活動再開後における感染症対策の徹底及び 児童生徒等の感染が判明した場合等の対応について

### 1 感染症対策の徹底等

#### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、こまめな手洗い・マスクの着用を徹底するよう指導する。教職員についても同様とする。
- ② 教室等において換気を徹底することとし、授業中や休み時間など、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。
- ③ 学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材等は、こまめに次亜塩素酸ナトリウム等を使用して清掃し環境衛生を良好に保つ。  
【次亜塩素酸ナトリウム液の作り方（厚生労働省・経済産業省リーフレット）】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>
- ④ 食堂や図書館など大勢の生徒が集まる場所の利用にあたっては、昼休みを分散する等により一斉に利用させない、列ができる場所には床にマーキング等を行い間隔を空ける、椅子を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行い、児童生徒等同士の間に可能な限り距離を確保（概ね1～2メートル）する。
- ⑤ その他、文部科学省通知（※）等を参照し、感染症対策に努める。  
※文部科学省通知
  - ・「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日2文科初第222号）
  - ・「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」（令和2年5月13日時点） など

#### (2) 健康状態の確認及び発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

- ① 家庭との連携により、毎朝、自宅で健康状態の確認（検温等）を行うよう指導を徹底するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。  
※「健康観察シート」（別添①参照。類似のものを作成している場合はそれによる。）を配布し、記入・提出を求めるなど、児童生徒等の健康状態の確認を行う。
- ② 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するよう指導し、検温及び健康観察等を行う。その際、発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡の上、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。また、帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、配慮する。
- ③ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患がある等重症化しやすい児童生徒等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、又はこれら以外の児童生徒等で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合のいずれかに該当する場合には、保護者に対して、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談するよう促す。（所在地ごとの連絡先については、別添②「福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧」参照。）
- ④ 同居する家族に③のような症状があるなど、感染の疑いがある場合は、症状が改善する等、感染症の疑いなくなるまで、児童生徒等に自宅待機するよう促す。
- ⑤ 上記①、②、④の場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができるものとする。  
なお、学校保健安全法第19条による出席停止を行った場合は、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。

## 2 児童生徒等の感染が判明した場合等の対応

### (1) 基本的事項

- ① 児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合、若しくは同居家族が濃厚接触者に特定された場合には、速やかに学校に連絡するよう、保護者に依頼しておく。その際、個人情報の取扱いには十分留意する。
- ② 児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合に備え、学校において保健所及び県・保健所設置市の衛生主管部局（以下「保健所等」という。）の窓口となる担当者を決めておく。

### (2) 児童生徒等の感染が判明した場合

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、体育スポーツ健康課と協議の上、原則として、学校全体について学校保健安全法第20条に基づく臨時休業とする。
- ② ①の臨時休業の期間については2週間を基準とするが、保健所等と相談の上、学校内における活動の態様、接触者の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、県教育委員会において別途判断する場合がある。
- ③ 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（治癒するまで）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ④ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑤ 学校の消毒等については、保健所より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、次亜塩素酸ナトリウム等を使用して、校内の消毒を行う。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。
- ⑦ 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

### (3) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- ② 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ③ 当該学校に係る臨時休業の必要性を判断するため、学校内における活動の態様、接触者の状況等、臨時休業の必要性に係る判断材料を収集し、保健所に臨時休業すべきかどうか相談の上、体育スポーツ健康課と協議する。
- ④ 当該児童生徒等が新型コロナウイルスの検査を受け、陽性であることが判明した場合は、その後は(2)の取扱いとなる。
- ⑤ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の経過観察に協力する。
- ⑦ 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

#### (4) 児童生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- ② 当該同居家族が、濃厚接触者として新型コロナウイルスの検査を受けた場合は、当該検査結果が判明するまで、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。  
その後、当該同居家族が陽性であることが判明した場合は、当該児童生徒等本人も濃厚接触者となる可能性が高いため、その後は(3)の取扱いとなる。
- ③ 当該同居家族について、濃厚接触者ではあるものの、体調に変化がないということで保健所から新型コロナウイルスの検査を案内されなかった場合についても、保健所の健康観察が継続する間は、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
- ④ 出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ⑤ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の経過観察に協力する。

#### (5) 教職員の感染が判明した場合における臨時休業等の対応について

上記(1)～(4)の取扱いに準じるものとする。



## 1 県域保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	所管市町村	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 那珂川市	092-707-0524	福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 092-471-0264
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町 篠栗町、志免町 須恵町、新宮町 久山町、粕屋町	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579	
宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	中間市、宗像市 福津市、芦屋町 水巻町、岡垣町 遠賀町	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市 宮若市、嘉麻市 小竹町、鞍手町 桂川町	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	田川市、香春町 添田町、糸田町 川崎町、大任町 赤村、福智町	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市 朝倉市、筑前町 東峰村、大刀洗町	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市 八女市、筑後市 大川市、みやま市 大木町、広川町	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市 荻田町、みやこ町 吉富町、上毛町 築上町	0930-23-3935	

## 2 北九州市、福岡市、久留米市の各市保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567（24時間対応）	
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル （帰国者・接触者相談センター）	092-711-4126（24時間受付）	
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9335	0942-30-9335 （音声ガイドに従うこと）